市議会議員の市職員に対する営業行為 (政党機関誌の購読勧誘を含む) について

- 1 市議会議員が市職員に対し営業行為(政党機関誌の購読勧誘を 含む)を行うことは、市役所庁舎等の内外を問わずこれを禁止す る。
- 2 市議会議員が市職員に対し営業行為に関する配達、集金を行う 場合は、市役所庁舎等以外で行うことを基本とする。

ただし、当該職員が市役所庁舎等における配達、集金を希望する場合には、市議会議員は当局から庁舎管理規則に基づく許可を受けたうえで、勤務時間外に市役所庁舎等の執務スペース以外の場所において行うことができるものとする。

3 市議会議員から営業行為を受けたり、市役所庁舎等の執務スペース内や勤務時間内での配達、集金等を目撃した市職員は、議長に対し苦情申立て等を行うことができるものとし、その受付窓口は議会事務局とする。

議長は苦情申立て等を行った職員から状況を聴取し、必要に応じて各派代表者会議を招集する。各派代表者会議での協議を経て、 当該議員に対する処置は議長が決定するものとする。

ただし、苦情申立て等が議長に対するものであった場合は、副 議長がこれを代行する。

※ <u>市役所庁舎等</u>とは、渋川市役所本庁舎、第二庁舎、行政センター、市立幼稚園、市立保育園、学校給食共同調理場、公民館、市立 美術館、市立図書館、徳富蘆花記念文学館、その他市の事務の用に 供する建物及び建物以外の工作物並びにその敷地で、市長及び各施 設管理者の管理に属するものをいう。